

高額療養費制度

70歳以上の人の自己負担限度額が変更

- 問い合わせ 国保年金課
 - ▷国民健康保険の人 (☎内線 1123)
 - ▷後期高齢者医療制度の人 (☎内線 1124)

8月から、70歳以上の人^{*1}の高額療養費^{*2}の自己負担限度額が引き上げられます。該当者には市から案内を送りますので申請してください。

- ※1 65歳以上の後期高齢者医療被保険者を含む。
- ※2 高額療養費制度は、医療費が高額になり同じ月内の自己負担限度額が一定額を超えた場合、超えた金額が申請によって支給される制度です。



医療機関の領収書は失くさないように大切に保管してください。

7月までの自己負担限度額 (月額) ※【】内は過去1年間に4回発生した場合の額

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者 (市民税課税所得 145万円以上)	57,600円	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% 【44,400円】
一般 (市民税課税所得 145万円未満)	14,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 【44,400円】

8月からの自己負担限度額 (月額) ※【】内は過去1年間に4回発生した場合の額

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (市民税課税所得 690万円以上)	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% 【140,100円】	
現役並み所得者Ⅱ (市民税課税所得 380万円以上 690万円未満)	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% 【93,000円】	
現役並み所得者Ⅰ (市民税課税所得 145万円以上 380万円未満)	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% 【44,400円】	
一般 (市民税課税所得 145万円未満)	18,000円 (年間上限額 144,000円)	変更なし

◎限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請

国民健康保険と後期高齢者医療制度では、被保険者の申請で、病院などの窓口で提示すると支払う医療費が自己負担限度額までになる認定証を発行します。市民税非課税世帯の人は、認定証があれば入院時の食事代も軽減されます。

▷70歳以上で「現役並み所得者Ⅲ」「一般」の人は、申請は不要です。

▷国民健康保険は、国保税の滞納がある場合、認定証は発行されません。

持参する物 保険証・印章 (朱肉を使う物)

有効期間 申請した月の初日～直近の7月末日

◎すでに交付を受けている人

国民健康保険：引き続き必要な人は、8月中に申請を後期高齢者医療制度：7月に発送する被保険者証に同封

福祉医療費受給者証

更新手続きの案内を7月中に発送

福祉医療費受給者証 (ピンク色のカード) を持っている人で、母子・父子家庭などに該当している人の有効期限は、7月31日までです。期間内に窓口で更新手続きをしてください。

期間 7月23日(月)・24日(火)、午前8時30分～午後7時 (妙義中央公民館は、午後5時15分まで)

場所 ▷国保年金課 (2番窓口) ▷妙義中央公民館

●問い合わせ 国保年金課 (☎内線 1125)

※福祉医療制度について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



◎対象者で、受給者証を持っていない人は手続きを

対象者 旧所得税の非課税者で、次に該当する人

▷母子・父子家庭の母・父と18歳未満の子

▷両親のいない18歳未満の子

※満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

持参する物 ▷保険証 ▷児童扶養手当証書か遺族年金証書 (受給している人のみ) ▷印章 (朱肉を使う物)

国民健康保険税の納税通知書

納税通知書を7月中旬に発送

- 問い合わせ
 - ▷税額について 税務課 (☎内線 1179)
 - ▷制度について 国保年金課 (☎内線 1123)

国民健康保険税は、加入者の前年所得額などをもとに計算し、世帯主に課税されます。

※世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、家族のうちどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者となります。



普通徴収 (現金納付または口座振替)

納期 7月から翌年3月までの9期

◎現金で納付する人

「納税通知書」と「納付書 (9期分)」を発送します。各期の納期限までに忘れずに納付してください。

◎口座振替で納付する人

「納税通知書」に指定口座が記載されています。納期限日が振替日となりますので、あらかじめ預金残高を確認してください。

年金特別徴収 (年金からの引き落とし)

◎昨年度から引き続きの人

原則として「本年度決定額」から「4月・6月・8月の年金特別徴収合計額」を差し引いた残額を3等分し、10月・12月・2月の各月の年金から引き落とします。

◎10月から新たに開始する人

前月納期 (9月) まで普通徴収による納付となります。

◎年金特別徴収でなく口座振替を希望する人

申請により変更することができます。詳しくは、税務課 (5番窓口) までご相談ください。

課税限度額の変更

地方税法施行令が改正されたことにより、課税限度額が右表のとおりになりました。

種別	変更前	変更後
医療給付費分	54万円	58万円
後期高齢者支援金分		19万円
介護納付金分 (40～64歳)		16万円

後期高齢者医療制度

保険証と保険料額決定通知書を発送

後期高齢者医療制度の被保険者証 (保険証) は毎年更新されるため、新しい保険証を郵送します。

有効期間 8月1日～2019 (平成31) 年7月31日
※現在使用している保険証の有効期限は、7月31日までです。

対象者 ▷75歳以上の人

▷65歳以上75歳未満の一定の障害がある人で、認定を受けた人

●問い合わせ

- ▷制度について 国保年金課 (☎内線 1124)
- ▷保険料について 税務課 (☎内線 1172)

◎保険料の納付

原則として、年金からの引き落とし (特別徴収) です。ただし、次の人は納付書か口座振替 (普通徴収) で納付してもらうことになります。

▷特別徴収の対象となる年金年額が18万円未満の人

▷介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金年額の2分の1を超える人

▷後期高齢者医療保険に加入してまもない人

▷介護保険料が年金天引きされていない人

◎保険料額決定通知書の発送

7月中旬に発送します。普通徴収の人は、保険料を7月から翌年3月までの9回に分けて納めてください。

※特別徴収は、申請により口座振替に変更することができます。



Q 75歳になるときに加入の届け出は必要か?

A 必要ありません。誕生日まで加入していた医療保険の資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。